

# 2026年度 社員選挙の公示

2026年2月12日

一般社団法人全国薬剤師・在宅療養支援連絡会  
選挙管理委員会 委員長 高浦 知沙

2026年度 一般社団法人全国薬剤師・在宅療養支援連絡会（以下『本会』という。）の社員選挙は、以下に示す選任方法と手順並びに本会社員選出規程に則り社員立候補の受付を開始致します。

## 1. 選出する社員の数と任期

本会の社員数は50名を下限とし、選挙実施年の1月1日現在における正会員数の1割を上限とする。選出される社員には、各地域ブロックから推薦を受けた者（各地域ブロック1名以上5名以内）を含むものとする。

今回選出される役員の任期は、2026年度定時社員総会の翌日から2028年度定時社員総会の日までとする。

## 2. 選挙により選出された社員の選任について

本会の選挙管理委員会が適正に管理した社員選挙によって選出された社員は2026年度定時社員総会の決議をもって選任されたものとし、その権利および義務は、2026年度定時社員総会の翌日から発効する。

## 3. 立候補届け期間

2026年2月12日から2026年3月12日までとする。

## 4. 社員候補者について（条件と届出）

（1）以下の欠格事由に該当する者は、社員になることはできない。

1. 法人
2. 成年被後見人、被補佐人又は外国の法令上同様に扱われている者
3. 一般法人法あるいは関連する法律に違反して刑に処せられ執行等を終え2年を経過しない者
4. その他の法令に違反し禁固以上の刑に処せられ執行等を受けることがなくなるまでの者  
(執行猶予中の者を除く)。

（2）社員の選挙権は、西暦の偶数年の1月1日において現に社員である者がこれを有する。

被選挙権は、西暦の偶数年の1月1日現在における正会員であって、かつJ-HOP正会員歴2年以上を有する者に与えられるものとする。

（3）社員に立候補しようとする正会員は、2026年2月12日から3月12日までに、所定の立候補届を本会事務局 一般社団法人全国薬剤師・在宅療養支援連絡会 選挙管理委員会委員長 高浦 知沙宛に届け出なければならない。

（4）ブロック推薦を受けて社員候補者になろうとする者は、当該ブロックに所属する社員2名以上の連名による所定の推薦状を受けて、所定の立候補届とともに、2026年の2月12日から3月12日までに本会事務局一般社団法人全国薬剤師・在宅療養支援連絡会選挙管理委員会委員長 高浦 知沙 宛に届け出なければならない。

## 5. 立候補取り下げの方法

立候補したのち、立候補を取り下げる場合は立候補申請受付期間終了から3日以内（2026年3月14日まで）に、HPの所定の立候補取り下げ届け出用紙にて、本会事務局 一般社団法人全国薬剤師・在宅療養支援連絡会 選挙管理委員会委員長 高浦 知沙 宛に届け出るものとする。

## 6. 今後の予定

1. 2026年3月31日までに社員MLにて社員立候補者名簿を掲載する。
2. 2026年6月開催予定の定時社員総会にて選任する。
3. 定時社員総会終了後に選挙結果をHPに掲載すると共にJ-HOPのMLにて会員に公告する。

立候補届け出フォーム

[【立候補者用】一般社団法人 全国薬剤師・在宅療養支援連絡会 社員選挙 立候補届](#)

立候補取り下げフォーム

[【立候補者用】一般社団法人 全国薬剤師・在宅療養支援連絡会 社員選挙 立候補取り下げ届](#)

参考資料

[社員選出規定](#)